

## 赤塚税務会計事務所通信

## 納税スケジュール

## ～個人事業主の年間納税スケジュール～

毎年のように「今年は暑い」と言われていますが、今年の夏は特に暑いですね。疲れをためないように、気を付けたいと思う今日この頃です。

さて、今回は個人事業主様の納税スケジュールについてです。資金繰りにあたえる影響も少なくありませんので、ぜひ、再確認していきましょう。

**所得税の確定申告**

まず、一番なじみのある納税といえば、やはり所得税の確定申告・納付ではないでしょうか。

1月から12月までの所得を計算し、この所得に対する所得税を翌年の3/15までに(振替納税の場合は4月口座振替)納税します。

3/15に納税する金額は確定所得税額から前年中に支払った予定納税額(予定納税は、ない場合もあります。)を差し引いた残額となります。

**消費税の確定申告**

消費税の課税事業者となっている場合には、1月から12月までの取引に対する消費税額を計算し、翌年3/31まで(所得税とは申告・納付期限が異なります。)に申告・納税(振替納税の場合は4月口座振替)します。

原則的に、2年前の課税売上が1,000万円以下の場合には、課税事業者とはなりません。ただし、インボイス(適格請求書)発行事業者の登録をした場合には、2年前の売上に関わらず、登録日より課税事業者となります。

**固定資産税(土地・家屋・償却資産)**

固定資産税の納期限は、自治体によって異なりますが、5月末、7月末、12月末、2月末の年4回となっている自治体が多いかと思います。

固定資産税についてはその年の1/1現在で所有している土地・家屋・償却資産について課税されます。このうち、土地・家屋については、役所にて調査・評価額の決定が行われますが、償却資産については、事業者から役所に対して、所有する資産を申告することになります。

事業に使用している、土地や家屋に対する固定資産税は必要経費となりますが、自宅等、事業に使用していないものに対する固定資産税は必要経費とはなりません。

また、自宅兼事務所など、事業用と非事業用と共用している場合には、床面積など合理的な基準で按分計算します。

**裏面に続きます～**

## **個人事業税**

個人事業税の納期限は、通常 8 月と 11 月となります。納税額は所得税の確定申告をもとに計算されます。

事業主控除という個人事業税特有の計算方式がありますので、事業所得が 290 万円以下の場合には、納税義務はありません。

また、個人事業税は法令で定められている業種にのみ課されますので、法令で定められている業種に該当しない事業を行っている場合には納税義務はありません(例えば、プロスポーツ選手やプログラマーなどは非課税です)。

とはいえ、一般的な事業はほとんど、課税対象となる事業に指定されています。

個人事業税については「租税公課」として、通常全額が必要経費となります。

## **住民税**

住民税については、所得税の確定申告をもとに、次年度の住民税が計算されます。前年度の所得をもとに税額が計算されるため、前年度の所等が大きく、本年度の所得が小さい場合には、資金繰り面で注意が必要になります。

まれにスポーツ選手が引退した次の年の税金の支払いが厳しいというのは、この住民税の計算の仕組みのためと言われています。

納期限は、個人事業主の場合、通常4期(6 月末、8 月末、10 月末、翌年 1 月末)にわけて納税します。給与所得者の場合は、毎月給料から天引きされる

のに対して、個人事業者は 4 回で納税するため、1 回あたりの納税額も大きくなります。この点も資金繰り面では注意したいところです。

なお、住民税については必要経費にはなりません。

## **従業員がいる場合の源泉所得税、住民税の特別徴収**

ここまでは、個人事業主本人に対する税金でしたが、従業員(専従者を含む)を雇用している場合には、給料から源泉所得税及び住民税を徴収し、税務署又は市区町村に納税する必要があります。

基本的には、給料支払日の翌月 10 までに納税する必要がありますが、一定の要件を満たす場合に、半年分をまとめて納税する(納期の特例といいます)ことも可能です。

## **まとめ**

こうしてまとめてみると、毎月のように何かしらの納税がありますね。これらの他にも国民健康保険料(又は保険税)や国民年金保険料の支払いもありますので、税金等が資金繰りに与える影響は大きいです。

納税忘れが発生しないよう、しっかりと管理していきましょう。



### **赤塚税務会計事務所**

埼玉県吉川市大字吉川1605-2

TEL 048-972-4803 FAX 048-972-4809

MAIL akatsuka@a-taxlaw.com HP <https://a-taxlaw.com>

**なまずの里 吉川から信頼の税務サービスをお届けします！**